

事業承継時のさまざまなニーズに合わせた
保証制度をご用意しています

事業承継 保証の ご案内

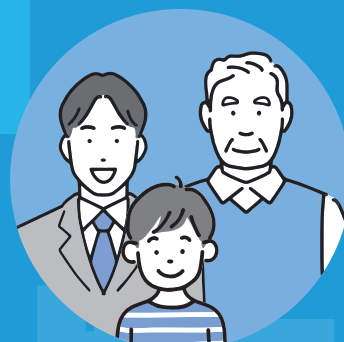
こんなお悩みはありませんか？



事業のための設備や
不動産の引き継ぎに
お金がかかる



代替わりしたのに、
相続(贈与)税が多額で
事業に支障がでている



経営者保証をはずして
後継者に借入を
引き継ぎたい



明日をひらく中小企業とともに

栃木県信用保証協会

ご利用いただける保証制度は、

いつ 承継するか、**何を** 目的とした資金調達か、**誰が** 借入するかによって決まります。

いつ

承継するか

承継する経営資源には次の3つがあります。

- ・人(経営権)
- ・資産(もの・金)
- ・知的資産(ノウハウなど)

信用保証協会では、人の承継時期を基準に判断しています。

- ▶ **いつ経営者を交代**するか
(法人の場合、いつ代表者の
変更登記が完了するか)

何を

目的とした資金調達か

資産(もの・金)を承継するうえで必要となる資金調達であればご利用できます。

- ▶ **議決権株式**の取得
- ▶ **事業用資産等**の取得
- ▶ **相続**により発生した債務の支払^{※1}
- ▶ **経営者保証を解除**するための借換

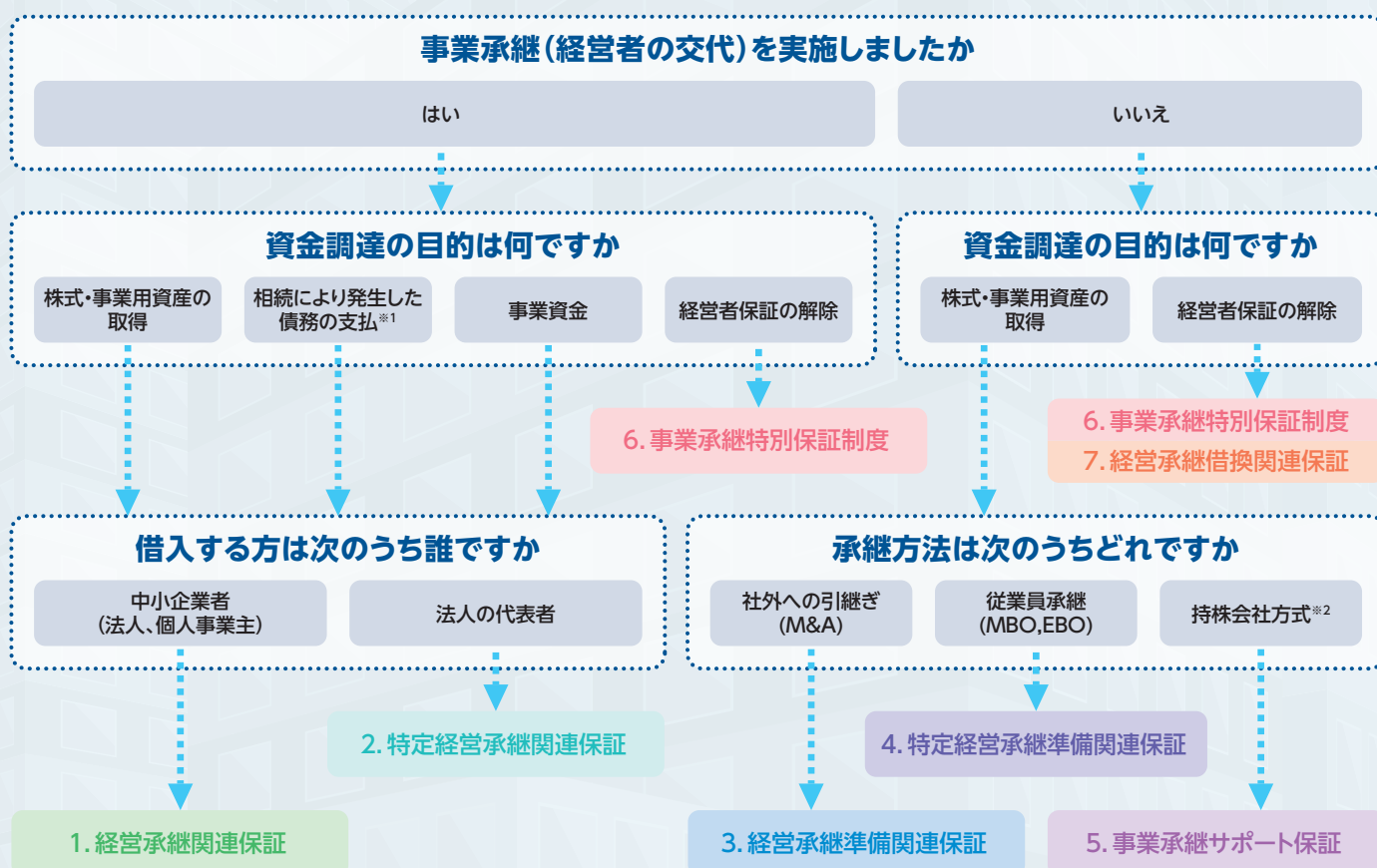
誰が

借入するか

中小企業者にご利用できます。認定書を取得すれば、役員や従業員などの中小企業者に該当しない後継者でもご利用できます。

- ▶ **事業を承継した方**
(中小企業者、法人の代表者)
- ▶ **後継者**
(中小企業者、役員・従業員、持株会社など)

次の質問に答えて、利用できる保証制度をご確認ください。



※1 次の①または②の資金に限ります。

① 事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金

② 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の支払資金

※2 親族内承継や従業員承継のうち、後継者が持株会社を設立し、現経営者が保有する事業会社の株式を買収することで経営権を承継する方式です。



1. 経営承継関連保証

経営者を交代した後、株式・事業用資産の取得等に必要な資金を借り入れる際にご利用いただけます。



承継後の
借入に

被承継会社

中小企業者(借入人)

資金使途

- ・議決権株式の取得
- ・事業用資産等の取得
- ・相続により発生した債務の支払^{※1}
- ・事業資金(運転資金に限る。)

借入人	中小企業者(法人、個人事業主)
認定取得者	中小企業者(法人、個人事業主)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)
保証期間	運転資金10年以内、設備資金15年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形・電子記録債権割引
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	必要となる場合がある ただし法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
担保	必要に応じて
保証料率	0.45%~1.90% 【事業承継割適用】0.36%~1.52%

2. 特定経営承継関連保証

経営者を交代した後、相続などにより分散した株式・事業用資産の取得等に必要な資金を借り入れる際にご利用いただけます。



法人の
代表者による
借入に

法人
(認定取得者) 旧代表者

新代表者(借入人)

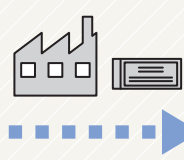
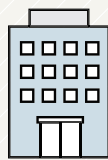
資金使途

- ・議決権株式の取得
- ・事業用資産等の取得
- ・相続により発生した債務の支払^{※1}
- ・事業資金

借入人	中小企業者(法人)の代表者
認定取得者	中小企業者(法人)
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	運転資金10年以内、設備資金15年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	原則として認定中小企業者のみ
担保	必要に応じて
保証料率	0.45%~1.90% 【事業承継割適用】0.36%~1.52%

3. 経営承継準備関連保証

M&Aによる承継にあたり、株主等が保有する株式・事業用資産等の取得に必要な資金を借り入れる際にご利用いただけます。



M&Aによる
承継前の
借入に

被承継会社

中小企業者(借入人)

資金使途

- ・議決権株式の取得
- ・事業用資産等の取得

借入人	中小企業者(法人、個人事業主)
認定取得者	中小企業者(法人、個人事業主)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)
保証期間	運転資金10年以内、設備資金15年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形・電子記録債権割引
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	必要となる場合がある ただし法人代表者、被承継会社以外の連帯保証人は原則不要 ※経営者保証免除対応あり(右下参照)
担保	必要に応じて
保証料率	0.45%~1.90% 【事業承継割適用】0.36%~1.52%

4. 特定経営承継準備関連保証

役員等による承継(MBO,EBO)にあたり、株主等が保有する株式・事業用資産等の取得に必要な資金を借り入れる際にご利用いただけます。



MBO,EBO
による
承継前の借入に

法人 現代表者

後継者(借入人)

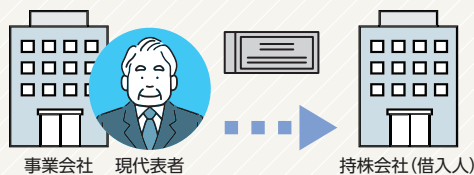
資金使途

- ・議決権株式の取得
- ・事業用資産等の取得

借入人	個人(事業を営んでいない方に限る。)
認定取得者	個人(事業を営んでいない方に限る。)
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	運転資金10年以内、設備資金15年以内
貸付形式	証書貸付
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	原則として法人のみ
担保	必要に応じて
保証料率	1.15% 【事業承継割適用】0.92%

5. 事業承継サポート保証

後継者が持株会社を設立し、事業会社の代表者が保有する事業会社株式の取得に必要な資金を借り入れる際にご利用いただけます。



持株会社方式 による承継

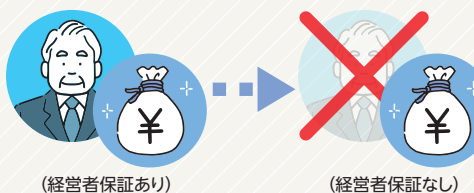
資金使途 事業会社の代表者が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上の一括取得資金

※ 持株会社の代表者が既に発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得が可能です。

借入人	持株会社
認定取得者	—
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	15年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	分割返済
保証人	必要となる場合がある ただし法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
担保	必要に応じて
保証料率	1.15% 【事業承継割適用】0.92%

6. 事業承継特別保証制度

保証付融資、プロパー融資を問わず、経営者保証の解除を目的とした借り換えの際にご利用いただけます。



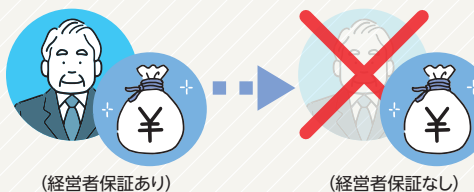
経営者保証 の解除

資金使途 【3年以内に事業承継を予定している方】 運転資金、設備資金、借換資金
【事業承継から3年を経過していない方】 借換資金

借入人	中小企業者(法人) ※資格要件あり(下記参照)
認定取得者	—
保証限度額	2億8,000万円(一般枠)
保証期間	10年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	不要
担保	必要に応じて
保証料率	0.45%~1.90% (専門家※3 確認時は0.20%~1.15%)

7. 経営承継借換関連保証

3年以内に代表者の交代・追加を予定している法人は、上記「事業承継特別保証制度」との併用で、最大5億6,000万円を借り換えることができます。



経営者保証 の解除

資金使途 借換資金

借入人	中小企業者(法人) ※資格要件あり(下記参照)
認定取得者	中小企業者(法人)
保証限度額	2億8,000万円(別枠)
保証期間	10年以内
貸付形式	証書貸付、手形貸付
返済方法	一括返済、分割返済
保証人	不要
担保	必要に応じて
保証料率	0.45%~1.90% (専門家※3 確認時は0.20%~1.15%)

※3 専門家とは、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターを指します

要件に該当すれば **経営者保証を解除** することができます。

経営者保証を解除するための要件※4

資格要件

- 次の①から④全ての要件を満たすこと
- ① 資産超過である
 - ② EBITDA有利子負債倍率※5が10倍以内である
 - ③ 法人・個人の分離がなされている
 - ④ 返済緩和している借入金がない※6

- ※4 3. 経営承継準備関連保証における経営者保証免除対応の要件も同様です。
 ※5 $EBITDA有利子負債倍率 = (\text{借入金} + \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$
 ※6 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、要件の確認基準日について緩和措置があります。

■専門家に関するお問い合わせ先

栃木県中小企業活性化協議会
TEL 028-610-4110

栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
TEL 028-612-4338

ご利用の流れ

認定申請

認定の取得が必要な場合、主たる事業所がある都道府県へ認定を申請します。

お申込み

所定の申込書をご記入のうえ、必要書類を添えて、金融機関へお申込みください。

融資

保証決定後、信用保証書の交付を受けた金融機関がご融資します。

※ 認定を取得できる企業形態は、法人の場合は株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社に限られます。

※ 認定書の有効期限(認定日から1年)までに、お申込みください。なお、資金使途が議決権株式の取得資金、事業用資産等の取得資金、相続により発生した債務の支払資金の場合、認定された金額が借入限度額となります。

※ 申込にあたっては、金融機関及び当協会の審査があります。審査の結果、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

認 定

経営承継円滑化法第12条第1項各号に規定する都道府県知事の認定をいいます。法人は商業登記簿謄本上の本店所在地、個人は主たる事務所の所在地を管轄する都道府県に申請します。

■認定に関するお問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 経営支援課 金融担当 TEL 028-623-3181
中小・小規模企業支援室 TEL 028-623-3173

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会をご利用いただくうえで中小企業者のみなさまにお支払いいただく費用で、借入金額、保証期間、保証料率、返済方法などにより算出します。保証料率は、保証申込時の直近決算書により区分を決定します。

事業承継割 とは

当協会独自の保証料率割引制度で、基準保証料率から20%割引引きします。

保証制度1～5に該当した方が
利用できます

専門家確認 とは

経営者保証解除のための要件について専門家(中面参照)の確認を受けた場合、基準より低い保証料率を適用します。

保証制度6,7に該当した方が
利用できます

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基 準 保 証 料 率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
事 業 承 継 割 保 証 料 率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
専 門 家 確 認 時 保 証 料 率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%



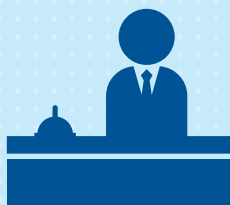
保証制度の詳細は、
中面をご覧ください。



とちぎ経営資源引継ぎ支援事業のご案内

みなさまのお悩みに合わせてサポートします

まずは
相談したい



経営相談会

事業承継の一般的な相談から、金融相談、経営相談まで、事業承継全般に関するご相談を無料でお受けしています。ご利用にあたっては事前申込が必要となりますので、当協会Webサイトからお申込みください。

後継者がいないので
M&Aを検討したい



マッチング支援

栃木県事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関と連携して、「事業を譲り渡したい」とお考えの方と「事業を譲り受けたい」とお考えの方のマッチングをサポートします。

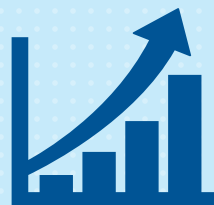
後継者が決まっていて
承継に向けて道筋を立てたい



専門家派遣

豊富な知識と経験を有する中小企業診断士や税理士などの専門家を無料(当協会の費用負担)で派遣し、事業承継計画の作成をサポートします。

承継後の事業が
思うように軌道に乗らない



フォローアップ支援

事業承継計画どおりに事業が軌道に乗らない場合、専門家を派遣することで事業承継後の経営をサポートします。

「栃木県信用保証協会」とは

「栃木県信用保証協会」は、栃木県内で事業を営む中小企業者のみなさまが、金融機関から事業に必要な資金をお借り入れする際にその債務を保証することで、資金繰りの円滑化を図ることを目的としている公的機関です。

現在では県内中小企業者の40%にあたる約24,000企業のみなさまにご利用いただいています。

お問い合わせ

本所

〒320-8618
栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館
企業支援課 TEL 028-635-2195

足利支所

〒326-0821
栃木県足利市南町4254番地1
ニューミヤコホテル足利本館
業務課 TEL 0284-70-6339